

多摩市告示第 3 3 6 号

多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱を次のとおり定める。

令和 3 年 7 月 1 6 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市緊急雇用対策奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、緊急就労支援事業に参加した者を雇用する事業主に対して、多摩市緊急雇用対策奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、多摩市内（以下「市内」という。）における雇用の機会の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 緊急就労支援事業 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け就労の機会等を失った者の就職を支援するため多摩市が実施する事業をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）を除く。）、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校及び同法第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- (4) 離職者等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等を理由に、令和 2 年 1 月 1 日以後に解雇等をされた者をいう。
- (5) 解雇等 次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
 - ア 事業主に直接雇用されている労働者が、事業主により解雇されること又は期間の定めのある労働契約の更新をされないこと若しくは期間の定めのある労働契約を中途解除させられること。
 - イ 労働者派遣契約により事業主に役務の提供を行っている労働者が、当該事業主の都合により労働者派遣契約の更新をされないこと又は期間の定めのある労働契約を中途解除させられること。
 - ウ 事業主に直接雇用されている労働者が、当該事業主の倒産（破産、民事再生、会社更生等倒産手続の申立て又は手形取引の停止等をいう。）に伴い離職すること。
 - エ 奨励金の交付を受けようとする年度（以下「交付対象年度」という。）の前年度に大学等を卒業し、又は大学等を卒業する見込みであって、採用する旨の内定を受けた者が、当該内定を取り消されたこと。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、多摩市長（以下「市長」という。）が解雇等に該当すると認める場合であること。
- (6) 正規雇用労働者 次にアからオまでに掲げる要件のいずれにも該当する労働者をい

う。

ア 雇用期間の定めのない雇用契約を締結していること。

イ 雇用契約における1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項の規定による雇用保険の被保険者となったことの確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

エ 健康保険法（大正11年法律第70号）第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認を受けた者であること。

オ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認を受けた者であること。

(7) 短時間労働者 次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する労働者をいう。

ア 雇用期間の定めのない雇用契約を締結していること。

イ 雇用契約における1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

ウ 雇用保険法第9条第1項の規定による雇用保険の被保険者となったことの確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

（交付対象事業主の要件）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象事業主」という。）は、市内に事業所を有する法人又は個人事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。

(2) 交付対象年度の3月31日までに緊急就労支援事業に参加した離職者等（以下「対象労働者」という。）を正規雇用労働者又は短時間労働者として雇い入れ、又は採用内定の通知により交付対象年度の翌年度からの就労について合意に至っているものであること。

(3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

イ 多摩市に納付すべき税を滞納している者

ウ 国、地方公共団体又はこれらの全額出資による法人である者

エ 事業主（事業主が法人である場合にあっては、その代表者、役員又は使用人その他の従業員）が多摩市暴力団排除条例（平成25年多摩市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団関係者である者

オ 対象労働者を雇い入れ、又は就労について合意に至った日前1年間に、当該対象労働者と雇用、請負等の関係にあったこと又は出向、派遣等の関係により就労させたことがある者

カ 対象労働者が交付対象事業主又は取締役の配偶者又は3親等以内の親族（血族及び姻族をいう。）である者

キ 対象労働者を雇い入れ、又は就労について合意に至った日前1年間に、資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該対象労働者を雇用していた事業主と密接な

関係にある者

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でない
と認める者

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の交付額は、交付対象事業主が雇い入れる対象労働者一人につき、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 正規雇用労働者 30万円
- (2) 短時間労働者 20万円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業主は、多摩市緊急雇用対策奨励金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、交付対象年度の3月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 直近の確定申告書及び決算書(第1期の決算前である場合を除く。)
- (3) 納税証明書その他多摩市に納めるべき税を滞納していないことを証する書類
- (4) 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書をいう。)
- (5) 法人設立届出書又は開業届の写し
- (6) 対象労働者が緊急就労支援事業へ参加したことが確認できる書類又は対象労働者の離職理由若しくは内定が取り消されたことが分かる書類の写し
- (7) 対象労働者の雇用契約書の写し、雇用条件通知書の写し等雇用契約を証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、同項の規定による申請を行う交付対象事業主(以下「申請事業主」という。)は、添付書類の一部について、その提出を省略することができる。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による奨励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは速やかに奨励金の交付を決定し多摩市緊急雇用対策奨励金交付決定通知書(第3号様式)により、奨励金を交付することが適当でないとき速やかに奨励金を交付しないことを決定し交付しない理由を付して多摩市緊急雇用対策奨励金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請事業主に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による奨励金の交付の決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

(申請の撤回)

第7条 前条第1項の規定による奨励金の交付の決定の通知を受けた申請事業主(以下「被交付決定者」という。)は、奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、奨励金の交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(申請内容の変更等)

第8条 被交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画(変更・廃止)承認申請・奨励金変更交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 対象労働者の雇用計画を変更しようとするとき。
- (2) 対象労働者の雇用計画を廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、変更又は廃止の承認の可否について決定し、多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画(変更・廃止)承認・奨励金変更交付決定通知書(第6号様式)又は多摩市緊急雇用対策奨励金に係る雇用計画(変更・廃止)不承認・奨励金変更不交付決定通知書(第7号様式)により、被交付決定者に通知するものとする。

(交付決定等に係る訪問調査)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による交付の決定又は前条第2項の規定による変更交付の決定をした後、交付対象事業主の要件の審査をするため、被交付決定者の事業所への訪問調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、被交付決定者に対し報告を求めることができる。
- 3 被交付決定者は、第1項の訪問調査及び前項の規定による報告の求めに協力しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の訪問調査及び同条第2項の報告により雇用の実態が奨励金の交付の要件及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、奨励金の交付額の確定を行い、多摩市緊急雇用対策奨励金交付額確定通知書(第8号様式)により被交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第11条 前条の規定による奨励金の交付額の確定を受けた被交付決定者は、市長が指定する日までに、多摩市緊急雇用対策奨励金交付請求書(第9号様式)により、奨励金の交付を市長に請求しなければならない。

(奨励金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付の決定の取消し)

第13条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象事業主に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 奨励金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱又は法令に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を適当でないとするとき。

(奨励金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、被交付決定者に対し、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 市長は、第13条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による奨励金の返還を命じたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被交付決定者に奨励金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、同年5月31日限り、その効力を失う。